【省令】

○ 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働二二)

厚生労働省令 第二十二号

食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十条の規定に基づき、食品衛生法施 行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月十五日 厚生労

厚生労働大臣 細川 律夫

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令 食品衛生法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第四百十一号を第四百十三号とし、第百七十三号から第四百十号までを二号ずつ繰り下げ、第百七十二号を第百七十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

百七十四 2・6 - ジメチルピリジン

別表第一中第百七十一号を第百七十二号とし、第六十三号から第百七十号までを一号ずつ繰り下げ、第六十二号の次に次の一号を加える。

六十三 5-エチルー2-メチルピリジン

附 則

この省令は、公布の日から施行する。